



技術職員部会 ニュース 全技術職員配布

2014.5.27 No.40-2

編集：名大職組技術職員部会

発行：名大職組中央執行委員会

連絡先：052-789-4913(Tel & Fax)

HomePage：http://nuufs.org

e-Mail：nuufs@nuufs.org

技術専門員は合計で30名に！！ 専門官制度が発足してから過去最大の人数となりました！

◆技術職員の「昇格制度」について◆

全学技術センターに所属する技術職員の「昇格制度」は「技術職員」「技術専門職員」「技術専門員（法人化に伴い「技術専門官」は「技術専門員」に名称は変更されました）」の3つの役職があり、在級年数や在職年数によってそれぞれ「技術職員は2級」「技術専門職員は3、4級」「技術専門員は4、5、6級」に昇級できる可能性があります。逆に言えば、「技術職員のままでは2級」「技術専門職員のままでは4級」までしか昇級できません。技術職員が5級か6級に昇級するには技術専門員に昇格することが必須条件となり、さらに必要な在級年数と在職年数を満たし、所属部局の推薦があつてはじめて昇級の入口に立つことになります。

◆2014年4月1日の技術専門員への昇格状況◆

2014年4月1日に技術専門職員から技術専門員への昇格は8名、技術職員から技術専門職員は4名が昇格しました。

前年度に定年退職した技術専門員は2名でしたが、これに加えて2名を増員して4名とし、さらに57歳以上の技術課長補佐については、暫定的（その人に限ったポスト）に4名を専門員にし、これらの措置をあわせて合計8名が技術専門員に昇

格しました。

◆組合のとりくみ◆

組合ではこれまで、55歳以上であっても、技術職員の待遇改善に必須条件である技術専門員にすることを従来から組合は要求してきました。

2014年度4月の昇格では、国立大学法人化より前に「技術専門官」制度として始まって以来、

名古屋大学では過去最高の総勢30名が技術専門員となりました。

技術職員から技術専門職員への昇格は4名でした。当局は技術専門職員への部局からの推薦は33歳以上として通知していながら、実態としては35歳までは技術専門職員へ昇格させていないのではないか等についても今後調査し、取組んでいきたいと思ひます。

◆あなたも組合に◆

組合では、技術職員として教員や事務職員はじめ名古屋

大学で働く多様な職種の職務上の役割分担を明確にし、研修制度の実現はじめ、名古屋大学で技術を磨き、働きやすい職場づくりを目指して取組んできました。

まだ組合に入っていない方は、是非名古屋大学職員組合にご加入ください。申し込み用紙は裏面です。

名大 ねっと

技術職員部会 ニュース 組合員配布

2014.4.1 No.40-1
編集：名大職組技術職員部会
発行：名大職組中央執行委員会
連絡先：4913(Tel & Fax)
HomePage：http://nuufs.org
e-Mail：nuufs@nuufs.org

2013年度は5級6名、4級7名の昇格を実現！！

昇級条件を満たしている人員数

2013年4月1日現在

現在級	条件
技術専門員 5級	在級4年以上、技術専門員歴4年以上
技術専門員 4級	在級4年以上、技術専門員歴1年以上
技術専門員 3級	在級1年以上
技術専門員職員 3級	在級11年以上、技術専門員歴7年以上
技術職員 2級	在級2年以上

現在員数

男	女	計
0	0	0
6	0	6
0	0	0
11	4	15
7	2	9

2013年度に技術職員の昇級条件を満たしたは、

左上の表で表す。

昨年度の秋期を含めた

同年4月1日付けで

昇級した人数は左下の

表の人数となりました。

2013年4月1日付で昇級した人数

昇級前の級	昇級後の級	男	女	計
技術専門員 5級	6級	0	0	0
技術専門員 4級	5級	0	0	6
技術専門員 3級	4級	0	0	0
技術専門員職員 3級	4級	6	1	7
技術職員 2級	3級	4	1	5

＊秋期に4月1日付で昇級が発表されるのは、その項に、当該年度予算における人件費の支出の見通しが立つことが理由です。

この時期に発表できるようにスケジュールで

当局にはたがきかけていくことが重要です。

技術職員の処遇改善で2月5日に人事課長と会見

技術部会として、技術職員の処遇のうち、1) 昇級基準について 2) 技術専門員数の拡充について 3) 技術職員退職者の再雇用について2月5日に人事課等と会見を行いました。

このうち、昇級基準の改善については、「来年度より、昇級選考の基準については、本給細則の「いづれかの資格水準とする」に改める」と回答を得るとともに、定年年度の昇給についても「4月1日付けであれば、定年まで1年あるので昇級できる」との回答を得ました。

技術専門員数の拡充についてと技術職員退職者の再雇用については改善は進ん

でいませんが、引き続き改善を求めています。

【会見の概要】

1. 昇級基準について

「学内の昇級基準」の適用根拠については、配布された資料に基づき、「資格があるからといって全ての人が昇級できるのではない。定められた定数の範囲内で決定しなければならない」との回答だった。

「今のところは適用根拠ではなく、言い訳にすぎない。こちらが要求しているのは、資格がある人を昇級させると言っているのではなく、本給細則では昇級資格を満たしているのに、学内の昇級基準により部局での推薦選考の対象者にならないのはおかしいので、学内の昇級基準を規則と整合性のある基準に改正してほしい」と